**平成３０年（フ）第１３５号**
静岡県焼津市浜当目１丁目10番10号　レオパレス秀峰206号室、旧住所静岡市清水区上清水町８番22号
債務者　二宮　美幸
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第１９８号**
東京都八王子市西寺方町374番地リビングタウン西寺方町201号
債務者　岡本　理伸
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第３３７号**
東京都西東京市芝久保町３丁目30番16号ラ・ボール２号
債務者　阿部　久実
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第１４５号**
静岡県磐田市見付3960番地１
債務者　清水　明子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成３０年（フ）第３６９号**
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1127―312
債務者　大塚　敬一
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第１９４号**
静岡県藤枝市郡１丁目５番25号
債務者　谷下　正美
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第５１８号**
東京都羽村市羽加美２丁目14番３号
債務者　東方　昭宏
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第７７１号**
横浜市泉区中田南１丁目36番７号
債務者　中島沙也加（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第４００号**
東京都町田市高ヶ坂３丁目８番１号矢口ハイツ２Ｆ
債務者　野口美恵子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第４４９号**
東京都立川市砂川町２丁目28番地の32
債務者　古矢　啓太
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第４７７号**
東京都府中市南町４丁目40番地の１　23―308
債務者　小山　智則
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第８１８号**
横浜市青葉区あざみ野１丁目30番地９　ジードルングあざみ野302
債務者　達家　利基
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成３０年（フ）第９号**
長野市篠ノ井布施高田661番地12
破産者　廣田　香織
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第８６号**
岡山県真庭市種1818番地
破産者　佐山　元美
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

**平成２９年（フ）第２０３６号**
北海道千歳市富丘２丁目24番８号
破産者　佐々　博秋
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部